

計画作成年度	令和4度
計画主体	恩納村

恩納村鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 恩納村役場 農林水産課
所在地 恩納村字恩納2451番地
電話番号 098-966-1202
FAX番号 098-966-2265
メールアドレス

- (注)
- 1 共同で作成する場合は、全ての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シロガシラ・マングース
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	恩納村全域

- (注) 1 計画期間は、原則として3年程度とすること。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値 (面積:ha、金額:円)
イノシシ	さとうきび	2.35ha : 1,778,100円
	いも類	0.4ha : 80,025円
	飼料作物	0.54ha : 17,303円
	水稻	0.05ha : 39,600円
シロガシラ	レタス	1.35ha : 369,246円
マングース	不明	不明
令和2年度 合計		2,284,274

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p><イノシシ> ・村内全域に生息しているが、国道バイパスの開通により生息地が農地や集落付近へ移ってきている。 ・近年、さとうきびやゴルフ場への被害が急増している。 ・猟銃やわなによる駆除で一定の効果が見られるが、以前として農作物への被害が絶えない。</p> <p><シロガシラ> 平成27年度より村事業によりレタス栽培を推進しているが、シロガシラによる食害・フンによる被害が毎年確認された。レタスほどではないが、ブロッコリー等への被害も確認されており、被害の増加が懸念される。</p> <p><マングース> 捕獲実績はなく、被害金額も不明だが、令和3年度に数件の被害報告及び駆除依頼があった。マングースによるものと思われる採卵鶏への被害もあり、今後の被害拡大が懸念される。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	2,284,274円	1,827,420円(20%減)

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	銃器、罟による駆除	捕獲体制の整備
防護柵の設置等に関する取組	もずく網の設置	もずく網の維持管理
生息環境管理 その他の取組	特になし	作業者の確保 地域住民との協力体制の構築

- (注) 1 計画対象地域における、直近3カ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入すること。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入すること。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する地域の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>〈イノシシ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協力して、鳥獣の活動地域、被害地域、生息状況の調査を実施。 放任果樹圃場の整理。 銃器、わなによる駆除。 もずく網の設置及び管理。 <p>〈シロガシラ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協力して、鳥獣の活動地域、被害地域、生息状況の調査を実施。 捕獲箱の設置及び管理。 放任果樹圃場の整理。 防鳥ネット等の設置及び管理。 <p>〈マンガース〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協力して、鳥獣の活動地域、被害地域、生息状況の調査を実施。 捕獲箱の設置及び管理。 有効な防除対策を模索し、実施。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊による捕獲・駆除。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の氏名または任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わるもののそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合は、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ シロガシラ マンガース	銃器による駆除。 捕獲箱による捕獲。
令和5年度	イノシシ シロガシラ マンガース	銃器による駆除。 捕獲箱による捕獲。

令和6年度	イノシシ シロガシラ マンゲース	銃器による駆除。 捕獲箱による捕獲。
-------	------------------------	-----------------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方
<p><イノシシ> 近年の捕獲実績は、令和元年度はイノシシ159頭、令和2年度はイノシシ147頭となっている。イノシシは国道バイパスの建設に伴って生息地が民間地に近づいてきており急激に被害が増加したと思われる。捕獲数データを基に捕獲計画を設定。</p> <p><シロガシラ> レタス栽培を始めた平成27年度以降の試験圃場への飛来数や、毎年継続して被害が確認されていることを勘案して捕獲計画を設定。</p> <p><マンゲース> 捕獲実績はなく、被害金額も不明だが、令和3年度に数件の被害報告及び駆除依頼があった。マンゲースによるものと思われる採卵鶏への被害もあり、今後の被害拡大を懸念して捕獲計画を設定。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	160	160	160
シロガシラ	200	200	200
マンゲース	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲の取組内容
<p><イノシシ> 捕獲時期 : 通年 捕獲手段 : 銃器・わな 捕獲予定場所 : 恩納村全域</p> <p><シロガシラ> 捕獲時期 : 被害発生時 捕獲手段 : 捕獲箱 捕獲予定場所 : 恩納村全域</p> <p><マンゲース> 捕獲時期 : 被害発生時 捕獲手段 : 捕獲箱 捕獲予定場所 : 恩納村全域</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所などについて記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>捕獲等の実施予定時期 : 通年 捕獲等の予定場所 : 恩納村地内 罾の所持数には限りがあり、また、出沒箇所によっては罾の設置が困難な場所があるため銃器による捕獲等が必要となる。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
恩納村	イノシシ・シロガシラ・マンガース

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当するすべての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

イノシシ・シロガシラどちらにおいても、個人で防護柵や防護ネットを設置している農家がいるため、そのような方々を参考に費用対効果等も考慮しながら検討する。

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 2,200m	ワイヤーメッシュ柵 2,200m	ワイヤーメッシュ柵 2,200m
シロガシラ	防鳥ネット 受益面積14a	防鳥ネット 受益面積14a	防鳥ネット 受益面積14a

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ・シロガシラ	防護柵等の設置指導を行い、設置者に対して防護柵等の適正管理や定期的な確認を促す。	防護柵等の設置指導を行い、設置者に対して防護柵等の適正管理や定期的な確認を促す。	防護柵等の設置指導を行い、設置者に対して防護柵等の適正管理や定期的な確認を促す。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ シロガシラ マンガース	地域住民との協力体制の構築の検討 村ホームページへの被害防止情報の掲載
令和5年度	イノシシ シロガシラ マンガース	地域住民との協力体制の構築の検討 村ホームページへの被害防止情報の掲載
令和6年度	イノシシ シロガシラ マンガース	地域住民との協力体制の構築の検討 村ホームページへの被害防止情報の掲載

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

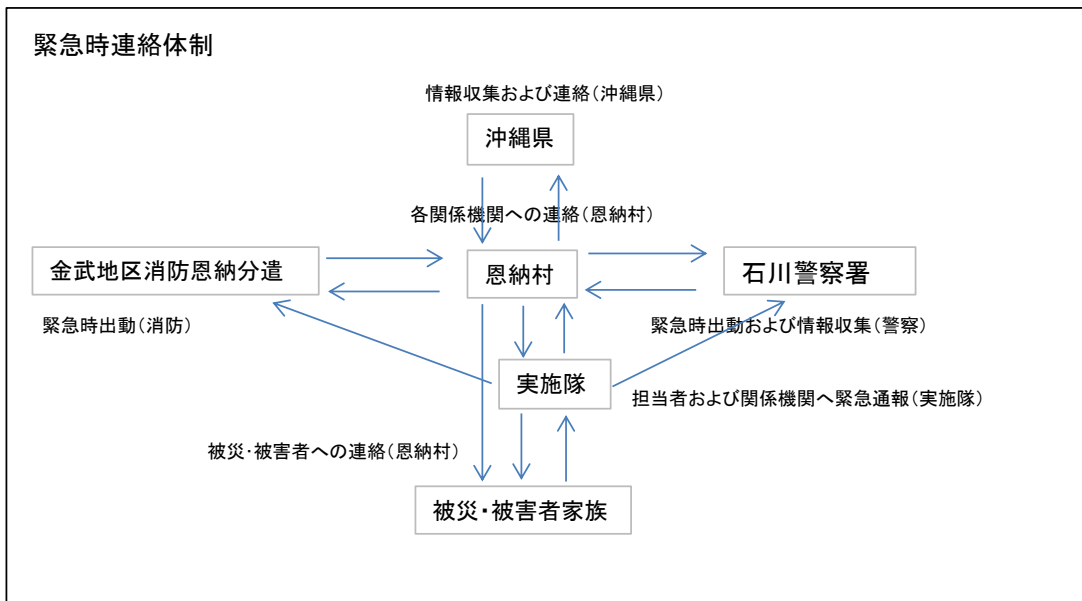
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
 対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
恩納村農林水産課	各関係者への情報収集・情報提供・対策活動時の各区への活動連絡
恩納村鳥獣被害対策実施隊	各関係者への情報収集・情報提供・対策
石川警察署	情報提供・対策指導・対策
金地区消防恩納分遣所	情報提供・対策指導・対策
沖縄県	情報提供・対策指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
 対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

村の指導に基づいて、捕獲者において現場での埋設処分及び焼却処分を基本とする。またはイノシシは食肉用として利活用する方針。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ: 捕獲者による自家消費を行う シロガシラ: 食品として利用に適さないことから、利用推進は困難である。 マングース: 食品として利用に適さないことから、利用推進は困難である。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	恩納村有害鳥獣対策協議会
--------------	--------------

構成機関の名称	役割
恩納村役場	恩納村鳥獣被害防止計画の作成、駆除隊の編成責任者として、駆除隊への指導・監督、助言を行うこと。
恩納村農業委員会	地域住民への情報提供
JAおきなわ恩納支店	農家からの情報収集・鳥獣被害等の調査
JAおきなわ北部地区営農振興センター	作物被害状況の調査・被害量等のデータ集計、農家からの情報収集
北部農林水産振興センター 農業改良普及課	鳥獣被害の防除方法の指導・情報提供等
沖縄県病害虫防除技術センター	対策に関する情報提供
北部地区さとうきび生産振興対策協議会	さとうきび農家への情報提供
恩納村農業経営アドバイザー	農家からの情報収集・農家への情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
恩納村鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の駆除
沖縄本島北部地区鳥獣野生 鳥獣被害対策協議会	鳥獣被害実態・取組活動等情報の共有

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

恩納村鳥獣被害対策実施隊(R4.3現在、隊員13名)
銃器・わな・捕獲箱による捕獲等を行う。

- (注)
- 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害対策に関する地域の人材育成の取組を推進するための、地域・実施隊・行政との協議の場を設ける

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・地域住民、農家、関係機関及び近隣市町村との情報交換の実施。
・令和4年5月現在、沖縄県全域において野生イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱の感染は確認されていないが、野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を顧慮し、狩猟の際は適正な処理・消毒等を実施。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。